

返 戻 金 制 度

短期退職時の手数料の取扱い

当社と有料職業紹介に関する契約に基づき求人者が採用した人物が、自己の意思によりまたは就業規則違反等の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、当社は求人者から支払われた紹介手数料について次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととする。

- ・ 1ヶ月未満で退職した場合：50%に相当する額
- ・ 3ヶ月未満で退職した場合：30%に相当する額

求人者が採用した人物が専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がある。

【許可番号】 27-ユ-010149

【事業所名称】 株式会社アクセス 2 2

【所在地】 大阪府大阪府中央区内本町1丁目3番6号 アティックビル